

2017年度インフラ・プラント海外展開支援コーディネーター・リテイン事業
業務委託公募要項

2017年4月13日
JETRO ヨハネスブルク事務所
所長 根本 裕之

JETRO ヨハネスブルク事務所では、日本企業（現地進出日系企業を含む）等によるインフラ・プラント分野での海外市場開拓を支援するため、当地において、日本企業（現地進出日系企業を含む）等からの相談対応や、日本企業（現地進出日系企業を含む）等と当地インフラ関連企業等とのビジネスマッチングなどを業務委託できる個人または法人を募集します。応募を希望される場合は、下記要領に基づき、JETRO ヨハネスブルク事務所宛に応募書類をご提出ください。

1. 事業目的：

日本企業（現地進出日系企業を含む）等によるインフラ・プラント分野での海外市場開拓を支援するため、当地において、本分野専門家による相談対応や当地インフラ関連企業等とのビジネスマッチング支援などを行う。

2. 業務委託内容：

- (1) 対象分野：インフラ・プラント分野
- (2) 次の5点の業務を行う。

- ① 相談対応業務
- ② ビジネスマッチング支援業務
- ③ マッチング・フォローアップ業務
- ④ 情報収集業務
- ⑤ セミナー等における情報提供

① 相談対応業務

A. 現地ブリーフィング

インフラ・プラント分野における海外市場開拓のため、市場調査等で日本企業（現地進出日系企業を含む）等が現地を訪問した際、1時間程度の個別相談（ブリーフィング・サービス）に応じる。申し込みは、原則として、現地訪問の2週間前までに、海外事務所を通じて受け付ける（事前予約制）。

B. E-mail 相談対応：

日本企業（現地進出日系企業を含む）等から JETRO を通じて寄せられるインフラ・プラント分野における海外市場開拓等に関する問い合わせに対し、E-mail にて回答する。1件につき A4 用紙 3～4 枚（全角 1,200～2,400 文字）を回答量の目安とする。申し込みは、海外事務所を通じて受け付ける。

② ビジネスマッチング支援業務

日本企業（現地進出日系企業を含む）等が現地を訪問した際、現地インフラ関連企業や政府・関係機関等との面談のアポイントを取得するとともに、適宜当該面談に同行しアドバイス等を行うことにより、個別にマッチング支援を行う。JETRO が主催もしくは共催するイベントにおけるビジネスマッチングも本業務の対象とする。申し込みは、原則として、現地訪問の 2 週間前までに、海外事務所を通じて受け付ける（事前予約制）。なお、マッチング件数は、マッチング相手との面談を、原則管轄する海外事務所員の同席のもと、実施する。

③ マッチング・フォローアップ業務

上記②においてマッチング支援を行った現地インフラ関連企業や政府・関係機関等に対し、JETRO が指定する時期に、その後の商談の進捗状況や、商談自体の感想・評価・要望等を確認し、適宜アドバイスを行う。現地インフラ関連企業や政府・関係機関等からの要望に応じた、日本企業（現地進出日系企業を含む）等との橋渡しのためのフォローアップも本業務に含める。

④ 情報収集業務

日本企業（現地進出日系企業を含む）等との取引可能性や、パートナーシップの構築可能性が見込める現地インフラ関連企業、政府および関係機関、展示会等について、JETRO の同意を得た上で訪問し、有力なインフラ関連企業情報、政府・関係機関等のインフラ開発政策や見通し、入札情報、他国企業の動向、最新のインフラ市場動向等を所定のフォームで報告する。（3）に定める月次活動報告書とは別のものとする。

⑤ セミナー等における情報発信

日本企業（現地進出日系企業を含む）等を対象に、インフラ・プラント分野における現地の市場動向、案件情報、インフラ開発政策、インフラ関連有力企業情報、海外勢の動き、市場開拓方法などを解説するセミナー等や現地日系企業向けの情報交換のためのワークショップの開催を JETRO が自ら行う場合、または、他主催団体より依頼があった場合、JETRO とコーディネーター双方の合意のもと、依頼地にて情報発信を行う。また、JETRO の WEB サイトへのアップやメーリングリスト等での発信に加え、WEB サイトや雑誌・新聞等の紙媒体への寄稿を通じた日本企業（現地進出日系企業を含む）等を対象とする情報発信の依頼があった場合、JETRO の指示に基づきコーディネーターが情報発信を行う。

（3）月次活動報告書

JETRO ヨハネスブルク事務所が定めた様式の月次報告書を作成し、翌月 5 日までに提出する。（ただし 2018 年 3 月分は、2018 年 3 月 30 日（金）を締め切りとする。）

（4）その他

JETRO の要請に基づく関連業務、また、必要に応じて業務出張の可能性がある。出張に係る経費（交通費、宿泊費等）は JETRO が負担。ただし、原則として JETRO の旅費規程に従い、旅費を支給。

3. 活動対象地域：モザンビーク共和国

4. 使用言語：日本語

5. 募集人数：1名または1社

6. 業務委託料（税込み）：

① 相談対応業務

A. 現地ブリーフィング：1件につき US \$ 270

※交通費等、ブリーフィングの実施に係る経費は委託料に含まれる。ただし、JETRO が別途指定した場所でブリーフィングを行う場合は、交通費等を JETRO が負担する。

B. E-mail 相談対応業務：1件につき US \$ 270

② ビジネスマッチング支援業務：1件につき US \$ 270

※本業務の実施に係る電話・メール等の通信費は委託料に含まれる。ただし、別途、JETRO の許可を得て、当地インフラ関連企業や政府・関係機関等を訪問するなどの業務が発生した場合は、当該業務に係る交通費等を JETRO が負担する。

③ マッチング・フォローアップ業務：1件につき US \$ 270

※本業務の実施に係る電話・メール等の通信費は委託料に含まれる。ただし、別途、JETRO の許可を得て、当地インフラ関連企業や政府・関係機関等を訪問するなどの業務が発生した場合は、当該業務に係る交通費等を JETRO が負担する。

④ 情報収集業務：レポート作成1件につき US \$ 540

※本業務を実施する場合は、事前に JETRO の許可を得て行うこととし、当該業務に係る交通費等を JETRO が負担する。

⑤ セミナー等における情報提供：1件につき US \$ 270

JETRO が要請し、城内出張を伴う場合は、出張に係る経費（交通費、宿泊費等）を JETRO が負担する。

7. 応募資格：以下の基準をすべて満たすこと。

- (1) 法人の場合は当地に現地法人、又は支店を有すること。個人の場合は当地に居住し、就業可能な状態にあること。
- (2) 事業に必要とされる専門性と申請者の専門分野が合致していること。
- (3) 当該専門分野での業務経験が原則10年以上、あるいはそれと同等と認められる実績を有すること。
- (4) 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (5) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (6) 本事業及び他JETRO事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。
- (7) 健康状態が良好であること。
- (8) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、支援企業などからの要望に素早く対応できること。
- (9) 必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。

8. 応募方法：

別添の「応募用紙」に必要事項記入の上、JETRO ヨハネスブルク事務所宛に電子メールで提出願います。その他、応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料を添付してください。

9. 選考方法：

JETRO・ヨハネスブルク事務所が応募書類を受領後、厳正な審査（書類・面接）を経て、採否を決定します。選考にあたっては、以下の要素を総合的に勘案し、委託先を決定します。

- ・ 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性
- ・ 本事業で求められる専門知識・人脈の有無
- ・ 過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）
- ・ 対象地域における販路開拓のためのマーケティング経験
- ・ 相談対応業務、ビジネスマッチング支援対応への機動力
- ・ 本事業の趣旨に沿った形で、日本語もしくは英語による業務が可能であること

なお、採否理由はお答えできません。また、提出書類は返却できません。

10. 応募期間：2017年4月13日（水）～4月28日（金）

11. 業務委託期間：契約締結日～2018年3月30日

12. 個人情報の取り扱い：

この公募に関してご提出いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用します。

13. 注意事項

- (1) 委託契約の締結者は、JETRO の情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。
- (2) 委託契約の締結者は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。ただし、事前に書面により JETRO の承認を得た場合に限り、再委託が可能です。
- (3) 委託契約の締結者は、JETRO の定める業務報告書などを JETRO の求めに応じて提出していただきます。なお、当該業務報告書の知的所有権および事業成果は JETRO に帰属します。

14. 応募先：

JETRO・ヨハネスブルク事務所（担当：叢和）

住 所：4th Floor, West Tower, Nelson Mandela Square, Cnr 5th and Maude Street, Sandton Johannesburg,
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA

E-mail: suy@jetro.go.jp(cc:として Maresuke_Minowa@jetro.go.jp にも送付すること)

T E L : +27-11-784-6084

F A X : +27-11-784-8725

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報又は公知の情報(法人のウェブサイト等)で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則

として93日以内)

以 上